



埼玉県報

第 2 4 4 0 号
平成 2 4 年 1 1 月 9 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の一部解除\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [吉見領土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [備前堀土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [ヨーネ病疑似患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [川島町土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [公募による抽選による保留地処分の公告\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [県道菅谷寄居線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道平方東京線の区域変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [がんセンターで使用する電気に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の講堂用観覧席一式の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のカルテ管理・抽出システムの調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のPET-CT装置一式の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千五百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ICCHシニアサロン川越

三 代表者の氏名

山家 激

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市上戸新町二十七番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、主に高齢者に対し、いつまでも心身ともに健康でいられるように情報技術・地域社会・協働（共同）をテーマにした事業を繰り広げ、すべての人々がしあわせに暮らせる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人喜和
- 三 代表者の氏名
増田 貴之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市元宿一丁目五番地十二 一F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい児・者及び高齢者の支援及び、福祉制度を活用する事業を行い、生活の向上と社会参加を促すことに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人クローバー
- 三 代表者の氏名
石田 勝一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市林一丁目三百五十一番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者、雇用を望むすべての者に対し、雇用の機会を確保することに努め、もって、人間本来の生きがいや幸福感及びコミュニケーションの形成に寄与すること、また、全世界及び日本の地方都市とも積極的に交流を行い、人と人との絆を再確認し、もって社会全体の成長及び発展を促すことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人久喜の自然を愛する会
- 三 代表者の氏名
長須 房次郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市吉羽二丁目二十二番地九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、自然観察会等を通じて身近な自然について考え、野草保護等の活動により自然保護にとりくむなど、自然の大切さを広く周知することによって、地域の自然環境の保全に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生活福祉ファクトリー
- 三 代表者の氏名
坂 野 文 子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘三 七百十三 四十五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、地域活動に関する研修と研究成果の還元を行い、地域福祉の増進及び、児童健全育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第十五百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人善意の会
- 三 代表者の氏名
西 垣 義 明
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市東越谷九丁目五十三番地越谷司法ビル内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して現今の国民の道徳的退廃を憂い、啓蒙と庶民の善意の輪を通じて、市民の道徳の向上及び普及、道徳の実践による福祉の向上を図り、さらには清掃活動を通じて、地域の環境の保全を図ることを目的とし、もって豊かで安心できる社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百二十一号

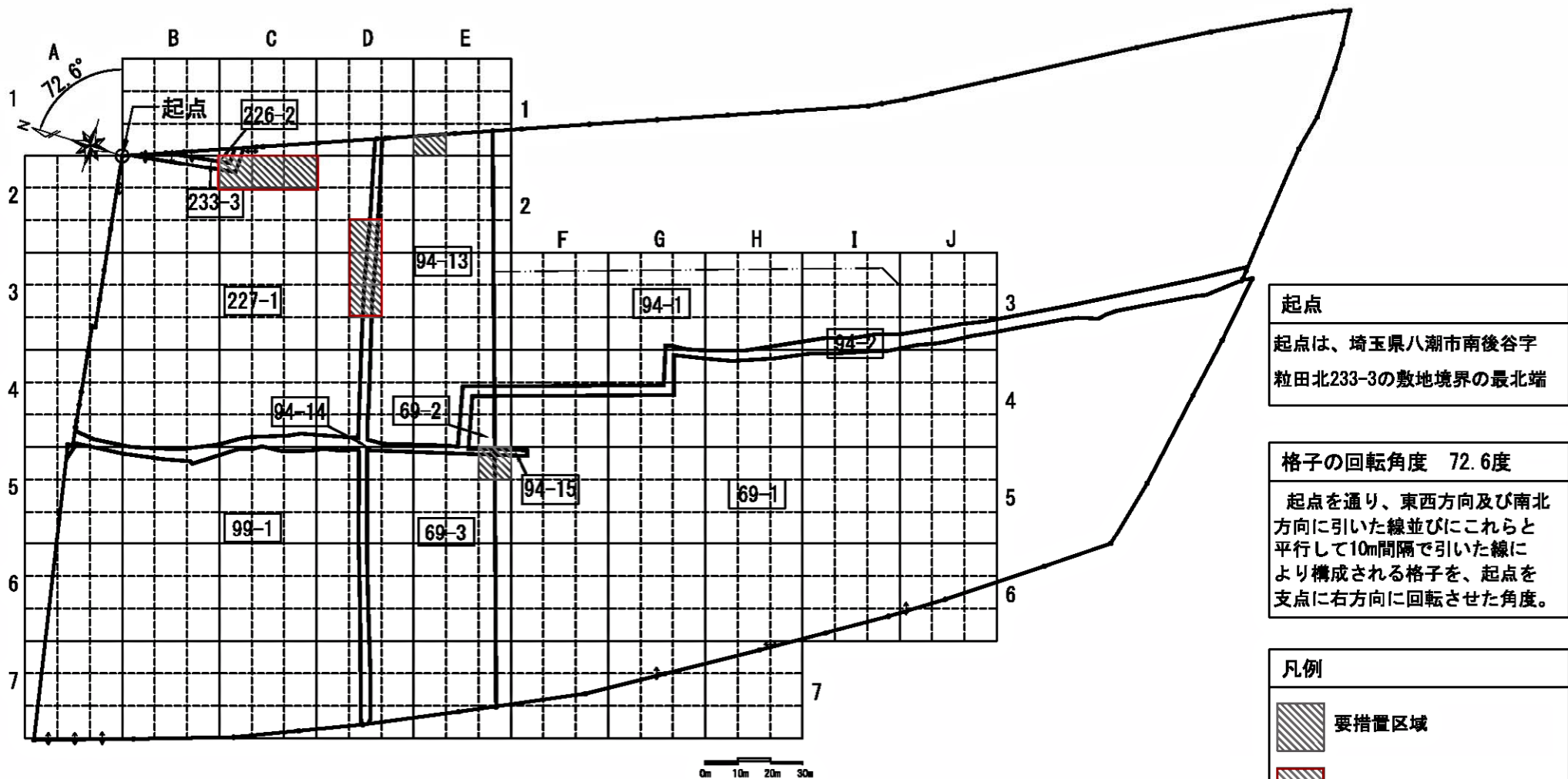
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第千九十一号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北九十四番十三の一部、九十四番十四の一部、二百二十六番二の一部、二百二十七番一の一部及び二百三十三番三の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去


別図




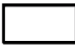
起点
 起点は、埼玉県八潮市南後谷字
 粒田北233-3の敷地境界の最北端

格子の回転角度 72.6度
 起点を通り、東西方向及び南北
 方向に引いた線並びにこれらと
 平行して10m間隔で引いた線に
 より構成される格子を、起点を
 支点に右方向に回転させた角度。

凡例

 要措置区域

 指定を解除する区域

 は「八潮市大字南後谷字粒田北」以降に続く地番を表します

告示

埼玉県告示第五百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

金子第一ビル

埼玉県行田市門井町二丁目三番地一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 有限会社金子総業 代表取締役 金子和久

（変更後） 有限会社金子総業 代表取締役 金子久男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五

新商業開発株式会社 代表取締役 戸塚義男

埼玉県行田市忍二丁目七番一

有限会社染野商店 代表取締役 染野昌之

埼玉県行田市中央十 七

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

有限会社叶屋 代表取締役 永沼秀夫

埼玉県行田市行田六番三号

有限会社マツヤ 代表取締役 高橋弘行

埼玉県行田市行田八番十号

ハ 変更年月日

平成十九年六月二十六日外

ニ 届出年月日

平成二十四年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月九日から平成二十五年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月九日から平成二十五年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

金子第一ビル

埼玉県行田市門井町二丁目三番地一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時

（変更後）午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時

（変更後）午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 八か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十四年十一月十五日

二 届出年月日

平成二十四年十月三十一日

ニ 縦覧期間

平成二十四年十一月九日から平成二十五年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月九日から平成二十五年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク越谷花田店

埼玉県越谷市花田一丁目十七 二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年七月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千四十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

平面駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

隔地駐車場 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月九日から平成二十五年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月九日から平成二十五年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
吉見領土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり
届出があった。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	木村 勇	埼玉県比企郡吉見町大字谷口百六十二番地

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	金 澤 滋 雄	埼玉県久喜市上清久三百五十四番地の二

告示

埼玉県告示第千五百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

ヨ―ネ病 牛	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区 域	発 生 年 月 日	処 置
	疑似患畜		一頭	埼玉県 日高市	平成二十四年 十一月一日	隔 離

告 示

埼玉県告示第千五百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により比企郡川島町川島町土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を平成二十四年十一月二日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十四年十一月十二日から

平成二十四年十二月十一日まで

二 縦覧場所

東松山市役所、川島町役場、吉見町役場

告 示

埼玉県告示第千五百二十九号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号九十一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百四十一街区九画地（八潮市大字古新田字仕込五百八十二番一）

(2) 地積

六十九・八八平方メートル

(3) 予定価格

七百五十四万七千四十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者並びに未成年者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

ト 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第

七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号) 第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十四年十一月十二日(月) から同年十二月五日(水) まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。) の午前九時から午後五時まで

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十四年十二月九日(日) 午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所(電話〇四八―九九八―四五四五)に問い合わせること。

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市荒川字天神一五八番一地先か ら同市荒川字原宿八一五番地先まで		区 間
一〇・四〇 一五・四〇	一一・〇〇 一八・四〇	敷地の幅員 (メートル)
四〇二・〇〇		延長 (メートル)
道路改築工事		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 道路の区域

県道

平方東京線

新	旧	旧新別
先まで	越谷市大字増林字境地垣根添四 一四八番三地先から同市大字増 林字境地垣根添四一四二番一地	区 間
一一・三〇 一八・五〇	一一・一〇 一八・五〇	敷地の幅員 (メートル)
六九・〇〇		延 長 (メートル)
交差点整備工事		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年八月一日

指令川建セ第二三 三五 号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月六日

川建セ第二四 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字竹本字喜多根六四六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字竹本六四四番地

清水 芳之

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年四月二十日

指令越建セ第二三〇〇八二〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月六日

越建セ第四〇八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六百八十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三十二番地

杉浦 隆之 杉浦あすか

告 示

埼玉県公営企業告示第八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 購入等物件及び数量

- (1) 水道用ポリ塩化アルミニウム 9,063 トン
- (2) 水道用液体塩素 808 トン
- (3) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 874 トン

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

3 契約期間

1の購入等物件について

平成24年10月1日から平成25年3月31日まで

4 納入場所

1の購入等物件について

(1)アイウエオ

(2)アイウ

(3)エオ

納入場所ア～オは以下のとおり

ア 埼玉県大久保浄水場

イ 埼玉県庄和浄水場

ウ 埼玉県行田浄水場

エ 埼玉県新三郷浄水場

オ 埼玉県吉見浄水場

5 落札者を決定した日

平成24年9月26日

6 落札者の氏名及び住所

1の購入等物件について

(1) 川口薬品化学株式会社

埼玉県川口市川口5丁目12番34号

(2) 吉田化学産業株式会社

埼玉県さいたま市北区土呂町1丁目45番地14

(3) 川口薬品化学株式会社

埼玉県川口市川口5丁目12番34号

7 落札金額

1の購入等物件について

(1) 1トン当たり 20,370円

(2) 1トン当たり 73,500円

(3) 1トン当たり 52,500円

- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成24年8月3日

告 示

埼玉県病院事業告示第四十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンターで使用する電気
予定使用電力量 9,838,096キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 供給期間

平成25年2月1日(金)から平成26年1月31日(金)まで。ただし、平成25年度において歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県立がんセンター
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番

(5) 入札方法

入札金額は、力率100パーセントで燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を考慮しない条件にて、各入札者において設定する契約電力に対する単価(キロワット単価(小数点以下を含むことができる。))及び使用電力量に対する単価(キロワット時単価(小数点以下を含むことができる。))、同一月の時間帯の区分ごとにおいては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513-1号)に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97-1号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (7) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒362-0806

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番

埼玉県立がんセンター 事務局管理部管財担当 新山 博樹

電話 048-722-1111（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成24年11月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話にて連絡すること。）。

- (3) 郵便による場合の入札書の受領期限

平成24年12月19日（水）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 持参する場合の入札・開札の場所及び日時

埼玉県立がんセンター カンファレンス室（本館1階）

平成24年12月20日（木）午前10時00分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を

乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年11月26日（月）午後4時までに持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程136条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at Saitama Cancer Center
(Estimated kWh: 9,838,096 kWh)

(2) Deadline for Submission: 10:00 am, December 20, 2012

By registered mail: by 4:00 pm, December 19, 2012

(3) Contact Information:

Property Management Section, Hospital Management Division, Saitama
Cancer Center

Komuro818, Ina-machi, Saitama-ken 362-0806

Tel:048-722-1111

告 示

埼玉県病院事業告示第四十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

講堂用観覧席 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年11月29日

(4) 履行場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・田村
電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地
埼玉県立がんセンター事務局 新病院準備担当 深澤
電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月20日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月19日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年12月20日（木）午前10時10分
開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）

を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年12月5日（水）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所へ郵送または持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Auditorium seats

- (2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., December 20, 2012 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., December 19, 2012)

- (3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第四十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

カルテ管理・抽出システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年11月29日

(4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・石野

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）

の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター事務局 新病院準備担当 深澤

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月20日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月19日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年12月20日（木）午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成

14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成24年12月5日(水)午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年11月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Medical record management, extraction system

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., December 20, 2012 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., December 19, 2012)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第四十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年十一月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

P E T - C T装置一式及び保守点検業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年12月27日

(4) 委託業務の履行期間

購入物品の検査に合格した日の翌日から6年間（保証期間を含む。）

ただし、平成25年度以降において、歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(5) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

入札金額は、物品代金及び履行期間全体の保守点検業務委託代金の総価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づく、以下の許可を受けている者であること。

ア 法第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可

イ 法第40条の2の規定に基づく医療機器の修理業の許可（本件医療機器製造業者自らが入札に参加する場合を除く。）

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・遠藤

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター 新病院準備担当 深澤

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月20日（木）午後1時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月19日（水）午後5時ま

で（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年12月20日（木）午後1時40分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成24年12月5日（水）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成

物品の売買契約及び保守点検業務委託契約それぞれについて作成するものとする。

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 物品売買契約金額と保守点検業務委託契約金額の決定

落札金額の物品売買契約金額と保守点検業務委託契約金額との振り分けは、埼玉県と落札者で協議して定める。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

PET-CT device and Maintenance duties

(2) Time-limit for tender:

1:30 p.m., December 20, 2012 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., December 19, 2012)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973